

三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）

改 正 案 現 行

（利息及び保証料とみなされない現金自動支払機その他の機械の利  
用料の範囲）

第二条 法第五条の四第四項第一号ハ（同条第五項において準用する  
場合を含む。）の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械  
を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ  
、当該各号に定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準とし  
て課されるべき地方消費税額に相当する額（以下「消費税額等相当  
額」という。）を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百十円  
二 一万円を超える額 二百二十円

（利息及び保証料とみなされない現金自動支払機その他の機械の利  
用料の範囲）

第二条 法第五条の四第四項第一号ハ（同条第五項において準用する  
場合を含む。）の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械  
を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ  
、当該各号に定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準とし  
て課されるべき地方消費税額に相当する額（以下「消費税額等相当  
額」という。）を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百八円  
二 一万円を超える額 二百十六円